

旭川医科大学共同研究講座規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学共同研究講座規程の一部を改正する規程

旭川医科大学共同研究講座規程（平成30年旭医大達第9号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
第1条～第8条（略） （設置の手續） 第9条 共同研究講座の設置を申し込もうとする民間機関等の長は、学長に共同研究講座設置申込書（別紙様式第1号）を提出するものとする。 2 前項により申込みのあった共同研究講座を実施しようとする講座等の長は、学長に共同研究講座の概要（別紙様式第2号）を提出するものとする。  第10条～第13条（略）  （活動状況及び研究成果の報告） 第14条 <u>共同研究講座を実施する講座等の長は、共同研究講座の活動状況を学長に毎年度報告するものとする。</u> （新設） 2 <u>共同研究講座の設置期間が終了したときは、共同研究講座を実施する講座等の長はその研究成果の概要を取りまとめ、学長に報告するものとする。</u>  第15条～第16条（略）	第1条～第8条（略） （設置の手續） 第9条 共同研究講座の設置を申し込もうとする民間機関等の長は、学長に共同研究講座設置申込書（別紙様式第1号）を提出するものとする。 2 前項により申込みのあった共同研究講座と <u>共同研究を実施しようとする講座等の長は、学長に共同研究講座の概要（別紙様式第2号）を提出するものとする。</u>  第10条～第13条（略）  （研究成果の報告） 第14条  共同研究講座の設置期間が終了したときは、 <u>当該講座等の長はその研究成果の概要を取りまとめ、学長に報告するものとする。</u>  第15条～第16条（略）

附 則

この規程は、令和5年1月11日から施行する。

**【改正理由】**

共同研究講座の活動状況の把握を円滑に行うため、所要の改正を行うものである。